

第5章 計画の推進にむけて

第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民一人ひとりです。住みなれた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、市民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

1 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

支援の必要の有無にかかわらず、市民一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

2 福祉や介護のサービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が福祉活動へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。

3 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

4 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、市民によって構成する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会等と相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

第2節 行政による計画の推進

計画を推進するための市の施策については、全庁的な取り組みや、庁内各課が緊密な連携を図る必要があるため、市の施策の進行管理計画を策定していきます。具体的には、地域福祉計画に掲げた具体的取り組みの推進に資するかどうかの観点から各保健福祉分野の個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、各課による進行管理とは別に、地域福祉推進の観点から庁内各課の施策や事業の進行管理を行い、不足している取り組みについて検討を行っていきます。

また、地域福祉推進の中核的な存在である社会福祉協議会を市の施策を進める上での重要なパートナーと位置付け、社会福祉協議会が予定している地域福祉活動計画の策定に当たっては、市も積極的に参加することで地域福祉計画との連携を図っていくとともに、その地域福祉活動を支援し、協力して事業の実施を検討していきます。

第3節 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、市民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者などにより構成する会議を設置します。この会議で地域福祉の進捗状況を評価し、ご意見をいただきながら、各種施策の見直しや本計画の推進を図ります。